

吸収分割公告

下記会社は、吸収分割して、甲は乙の完成車、特殊車および架装車の生産事業ならびに板金事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は 2018 年 3 月 1 日であり、甲は会社法第 796 条第 1 項、乙は同第 784 条第 2 項の規定に基づき、株主総会を経ずに決定いたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

2018 年 1 月 19 日

(甲) 三重県四日市市上海老町東大沢 1633 番地 2
八千代工業四日市製作所株式会社
代表取締役 尾関 健一

(乙) 埼玉県狭山市柏原 393 番地
八千代工業株式会社
代表取締役 山口 次郎